白里海岸市営駐車場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、白里海岸市営駐車場の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第12号。以下「条例」という。)第11条の規定により、白里中央海岸市営駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(有料期間と利用時間)

第2条 条例第5条第1項に規定する駐車場の有料期間及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

有料期間	市長が別に定める期間
利用時間	午前7時から午後9時まで

(使用料の領収書)

第3条 市長は、条例第6条第1項の規定により使用料を納入した駐車場を利用する者 (以下「使用者」という。)に対し、領収書(別記様式)を発行するものとする。 (駐車場の使用方法)

第4条 使用者は、駐車場係員の指示に従って使用しなければならない。

(事故等の届出及び応急措置)

- 第5条 使用者は、駐車場内において、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに駐車場係員 に届けなければならない。
 - (1) 施設又は他の車両を損傷させたとき。
 - (2) 自己又は他の車両、物品等に異常又は被害を発見したとき。
- 2 第2条に規定する有料期間中において、駐車場係員は、前項の規定による届出があったとき、 又は事故が発生するおそれがあると認めたときは、その旨を市長に報告し、その措置について指 示を受けるものとする。

(禁止行為)

- 第6条 使用者は、駐車場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 駐車場の施設又は器具を損傷し、汚損又は滅失すること。
 - (2) 他の車両の駐車を妨げること。
 - (3) その他駐車場の管理に支障を与えること。

(駐車不許可車両及び禁止行為車両の移動)

- 第7条 市長は、条例第9条に規定する使用の許可を受けていない車両が駐車したとき、又は前条 に規定する行為を行った場合には、当該車両の所有者又は使用者に移動を命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定により移動を命じても所有者又は使用者が応じない場合は、当該車両を移動することができる。この場合において、移動に要した費用は、所有者又は使用者が弁償しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月28日規則第55号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(令和3年6月2日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。